

群馬県生成 AI 利用環境整備業務 企画提案要領

1. 業務名

群馬県生成 AI 利用環境整備業務

2. 目的

群馬県が保有するデータ等（住民に関する情報を除く。以下、「独自データ」という）を活用し、RAG（Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成）技術等により独自データを用いた回答を生成することで、業務の効率化を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 業務概要

別紙「群馬県生成 AI 利用環境整備業務 仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

業務委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(3) 提案上限額

4,985,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案はこの範囲内で積算すること。また、「11. その他」も参照のこと。

※ただし、提案上限額は契約時の予定額を示すものではなく、企画提案内容の規模を具体的に示すためのものであることに留意すること。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案書に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼する。

4. 応募資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 委託事業者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

- (9) 事業遂行に当たって、経理処理や事業報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。

5. スケジュール

項目	スケジュール
公募開始	令和8年4月10日
質問受付	令和8年4月20日17時まで(必着)
質問回答	令和8年4月22日17時まで
参加申込期限	令和8年5月1日17時まで(必着)
企画提案書提出期限	令和8年5月8日17時まで(必着)
審査期間(書面審査)	令和8年5月11日～令和8年5月15日(予定)
審査結果通知	令和8年5月18日(予定)
審査結果公表	令和8年5月19日(予定)

6. 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

なお、企画提案書等については、期限までに参加申込書を提出した事業者からのみ受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年5月1日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加申込書(様式1)をぐんま電子申請受付システム(以下URL)にアクセスの上、提出すること。

<https://logoform.jp/f/K4ydr>

(3) 回答

メールにて受領連絡を行う。

7. 質問受付

仕様書や募集内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年4月20日17時まで(必着)

(2) 質問方法

ぐんま電子申請受付システム(以下URL)にアクセスの上、必要事項を記入し送信すること。

<https://logoform.jp/f/5ubf1>

(3) 回答方法

令和8年4月22日17時までに県ホームページにおいて公表する。

※ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものにつ

いては、質問者に対してのみメールで回答を行う。

8. 企画提案書の提出

本公募に参加する事業者は、以下の内容に基づき提出期限内に指定された提出方法で不足なく提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 表紙（様式2）
- ② 企画提案書 本体（任意様式）
 - ※「企画提案書 表紙（様式2）」の注釈の内容に沿い、別紙「群馬県生成 AI 利用環境整備業務 仕様書」の業務内容を反映させた提案内容とすること
- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 費用見積書（任意様式）
 - ※宛先は「群馬県知事 山本一太」とする。
 - ※プランや拡張機能等毎に単価を明記し、利用人数や期間等から金額を算出することとし、「一式」といった記載を可能な限り避けること。
 - ※1 トークンあたりの従量課金が発生する場合はその費用を見積に含め、1 トークンあたりの単価、ひと月当たりの想定トークン数及び期間等から金額を算出すること。
 - ※消費税及び地方消費税を明記すること。
 - ※見積額が提案上限額を超えた場合は失格とする。
- ⑤ 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要がわかる資料（任意様式）
- ⑥ 決算書（直近1期分（半期決算の場合は2期分））
- ⑦ 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。コピー可。）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- ⑨ 課税（免税）事業者届出書（様式5）
- ⑩ 国税及び地方税等の滞納がないことの証明書
- ⑪ 利用環境のデモ動画、もしくはプレゼン動画
 - ※利用環境の概要や機能等が確認できるもの。
 - ※動画の拡張子は「.mp4」とすること。

(2) 提出方法

- ① 提出方法
 - 参加申込の受領連絡メールにおいて案内する「群馬県庁インターネットファイル共有システム」において提出すること。
- ② 提出期限
 - 令和8年5月8日17時まで（必着）

9. 審査

審査委員会において、企画提案書などを下記の審査基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉者とする。

(1) 審査基準

項目	観点	重点
業務効率向上	大量に登録された独自データの中からの確な回答が生成される仕組みか。	○
	アカウント及び独自データが管理でき、権限内で適切な操作が行える仕組みか。	○
	回答の正確性を確認しやすい仕組みが取り入れられているか。	○
	ユーザー同士の情報共有機能やデータ（対話履歴、トークン使用量等）を可視化できる仕組みが取り入れられているか。	
	最新の大規模言語モデルの利用や、適切なファイル形式を入力することで、精度の高い回答を得られるか。	
情報セキュリティ	一人あたり及び利用環境全体の使用量トークン（文字数）を十分に確保できているかどうか。	
	不正アクセスや不適切な利用を防止する対策が講じられているか。	
独自提案	独自データの情報管理が適切に行われているか。	○
実施体制に対する評価	独自の視点、機能が盛り込まれているか。	○
	県との協力体制や業務の実施体制は十分か。 過去に類似事業等の実績があるか。	○

・重点項目○は、他項目より配点を高く設定する予定。

(2) 審査期間

令和8年5月11日～令和8年5月15日（予定）

※書面審査

※審査期間中、提案資料に対して別途質問（連絡）する場合がある。

(3) 優先交渉者の選定

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の提案者を最優秀提案者として選定し、速やかに結果を通知するとともに、県ホームページにて公表する。

10. 契約の締結

(1) 「9. 審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により書面審査を行い、最も点数の高い事業者を本事業契約に係る優先交渉事業者として決定する。

- (2) 本プロポーザルによる提案内容及び企画提案書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行うこととする。
- (3) 優先交渉事業者との協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募事業者と交渉する場合がある。なお、契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。
- (4) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として群馬県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は受託者の損害を補償しない。

11. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出された一切の書類は、本公募に関する事務以外の目的では使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出及び再提出並びに差し替えは認めない。
- (5) 提案者の提出書類に虚偽又は不正があった場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (6) 企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられない。
- (9) 公募開始の日から優先交渉者の選定が終了するまでの間、知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課に対する本事業の営業活動は禁止する。

12. 問い合わせ

群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1 群馬県庁 23 階
群馬県知事戦略部 デジタルトランスフォーメーション課 庁内 DX チーム
電話 : 027 - 226 - 2331
E-Mail : dejitora@pref.gunma.lg.jp